

「群馬県温泉事務指導要綱」の一部改正について

1 改正の背景及び目的

「群馬県温泉事務指導要綱」は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）、温泉法施行令（昭和 59 年 3 月 9 日政令第 25 号）、温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）及び群馬県温泉法施行細則（昭和 43 年群馬県規則 38 号）の施行に関する事務処理及び指導方針を定めることにより、温泉行政の円滑な運営を図ることを目的としている。

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（令和 5 年 3 月 15 日改正）が改正されたことから、「群馬県温泉事務指導要綱」の別表第 1 地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準等を一部改正するものである。

2 改正案の主な概要

（1）別表第 1 地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準

- 地熱発電の定義がフラッシュ発電のみであったため、バイナリー発電の方式を追加する。
- 協議会等における合意形成について、合意形成の定義がされていないため、通常は協議会等の構成員全員の意見の一致とし、協議会等で異なる定義をした場合はその定義とする。
- 地熱貯留層と温泉帯水層のタイプ毎により、井戸同士の離す必要距離が変わる。その中で垂直距離として離隔が不要となる場合もあるため、協議会等で合意形成された場合、掘削申請が出来るように変更する。
- 枝掘り規制は、1 掘削孔に対し 1 孔路とし、既存源泉への影響を少なくしたり、管理をやすくしたり、乱開発を防止したりしていたが、地表面の改変を少なくし、環境負荷を低減する必要性もあるため、協議会等で合意形成がされた場合、枝掘りが出来るように変更する。
- 公文書開示請求は全て開示としていたが、科学的影響調査結果や既存源泉のモニタリング調査結果等の財産に関する情報は除外とするように、群馬県情報公開条例による対応に変更する。
- 温泉掘削申請は、ガイドラインに示される資料(例として順応的管理)を添付するようことを追加する。

（2）別表第 4 揚湯試験実施要領

段階揚湯試験における適正揚湯量で予想される動水位と連続揚湯試験の動水位が大幅に異なる場合は、再度、段階揚湯試験を行うように規定する。

3 施行日

令和 5 年 11 月 1 日（予定）